「多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」及び「多治見市消防団規則」の一部を改正するについて

パブリック コメント募集期間
令和８年 11 月９日 (月) から 12 月８日 (火) まで

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び多治見市消防団規則の一部を改正します。

このことについて、皆様のご意見を募集します。

【趣旨】

中京学院大学内に学生消防隊を創設することに伴い、「多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の機能別消防団員に学生消防隊を追加します。また、「多治見市消防団規則」に学生消防隊の定員 30 人を追加します。学生消防隊の創設により、地域消防力の充実を図ります。

◆（１）多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

① 機能別消防団員に学生消防隊を追加。

（消防団員の種類）

第２条の２ 消防団員は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

３ 機能別消防団員は、救命処置の指導活動を主な任務とする救命処置指導　隊、大学校内又は隣接地での消火活動及び活動支援を主な任務とする学生消防隊の消防団員とする。

② 学生消防隊の報酬を基本消防団員の出動報酬と同様とする。

（報酬）

第 12 条 基本消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

３ 基本消防団員及び学生消防隊の消防団員がその職務に従事する場合においては、次の表に定める額の出動報酬を支給する。

1　火災の鎮圧に関する職務	日額	8,000 円
2　救助に関する職務	日額	8,000 円
3　地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除に関する職務	日額	8,000 円

4　災害時における住民の避難誘導等に関する職務	日額	8,000 円
5　武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する職務	日額	8,000 円
6　火災の予防及び警戒に関する職務	1 回	2,000 円
7　訓練その他の市長が必要と認める職務	1 回	2,000 円

◆（2）多治見市消防団規則

① 学生消防隊の定員 30 人を追加するとともに、分団の出動時の乗車乗換状況を鑑みて 15 分団の定員を各 2 人減する。

② 学生消防隊の階級は機能別消防団員の隊員とし、リーダーは選任するが隊長等の階級は置かない。

分団名	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
○○分団	1	1	2	4	18	26
計	15	15	31	59	268	388

機能別消防団員

機能別消防団員名	隊員	計
救命処置指導隊	37	37
学生消防隊	30	30
計	67	67

【意見提出方法】

消防課宛に、書面、郵送、FAX または電子メールでお願いします。

送付先　多治見市消防本部　消防課　大向

〒507-0828　多治見市三笠町 2 丁目 21 番地

Tel（課直通）　0572（22）9231　　Fax　0572(21)0022

Mail　t-fire@city.tajimi.lg.jp

